

令和2年8月19日（水）

津島市建設産業部都市計画課（角田、松尾）

電話番号 0567-55-9627（ダイヤルイン）

＜議案名＞議案51号 津島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

1 改正内容

名古屋都市計画唐臼地区の都市計画決定にあたり、適正かつ合理的な土地利用を図り、良好な都市環境及び健全な住宅環境の確保を目的に、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、区域内における建築物の用途、最低敷地面積及び垣又は柵の構造の制限を定めます。

2 改正理由

唐臼地区は、昭和60年に市街化区域に編入し、これまで暫定的な取り扱いとして、建蔽率30パーセント、容積率50パーセントで土地利用を進めていました。

今回、本地区では都市的土地利用を高めるため、都市計画法に基づく「地区計画」の制度を活用して、地区の目標や有効な土地利用に向けた都市基盤整備の方針を定めるほか、併せて用途地域なども変更し、良好な住環境を目指します。

また、地区目標の実効性を高めるため、地区内で建築できる建物用途などについても建築基準法に基づく条例で、制限事項等を規定します。

3 施行期日

令和2年10月1日

4 参考事項

平成28年3月30日 神守中町地区の都市計画決定（約23.5ヘクタール）

平成30年10月1日 神守下町地区の都市計画決定（約19.3ヘクタール）

令和2年10月1日 唐臼地区の都市計画決定（約25.4ヘクタール） 予定